

本研究『犯罪被害者の司法参加と量刑』は、佐伯昌彦氏が東京大学大学院法学政治学研究科に提出した修士論文「犯罪被害者による刑事裁判への参加が量刑に及ぼす影響：実証研究のレビューと実証的研究」（『法学協会雑誌』127 巻 3 号 419 頁以下（2010 年）に公表）の分析と理論を拡充し、オリジナルな実証研究を行って完成させ 2012 年 2 月に提出した助教論文「犯罪被害者による刑事裁判への参加が量刑判断に及ぼす影響の実証的研究」をさらに発展・彫琢し、2016 年 4 月に東京大学出版会から刊行したものである。

[研究の背景] 犯罪被害者はかつて「忘れられた人々」と呼ばれたように、国家と被告人が対峙する刑事訴訟制度において、いわば疎外されてきたと言える。このような状況が変化し始めたのは 1990 年代以降であり、まず、犯罪被害者保護の拡充が進められた。その後、2000 年にはいわゆる犯罪被害者保護二法による証人の負担の軽減措置（証人への付添いや証人尋問の際の遮蔽措置など）などが導入され、2004 年には犯罪被害者等基本法が制定された。本研究が直接の対象とする被害者の刑事司法への参加については、2000 年の犯罪被害者保護二法によって犯罪被害者による意見陳述制度が導入され（刑事訴訟法 292 条の 2）、被害者は公判期日において「被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述」を行うことができるようになった（意見陳述制度）。その際には、被害者が公判を傍聴できるように裁判長が配慮すべきことが明記され、また、損害賠償命令制度も導入された。2004 年の犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体は「犯罪被害者等がその被害にかかる刑事に関する手続きに適切に関与することができるようにするため」、「刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策」を講じることが規定し、これを受ける形で犯罪被害者等基本計画が策定された。この動きを受けて 2007 年の刑事訴訟法改正により被害者参加制度が導入された。すなわち、一定の範囲の重大犯罪について（刑事訴訟法 316 条の 33 第 1 項）、被害者等の申出と裁判所の許可決定により、被害者等は被害者参加人となって、本人またはその委託を受けた弁護士を通じて、公判期日に出席し、「情状に関する事項についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について」証人尋問をすることが一定の条件と手続きの下に認められ、被告人に対して質問をすることも一定の条件と手続きの下に認められ、さらに「訴因として特定された事実の範囲内で」「事実又は法律の適用について」意見を陳述することが可能となった（以下、「最終意見陳述」と呼ぶ）。

[本研究の課題] 本研究の主たるテーマは、上記の意見陳述制度や被害者参加制度によって被害者が刑事裁判に参加することで、量刑判断に対してどのような影響が生じるかを実証的に検証することである。

[本研究の方法] まず、内外の既存の実証研究をレビューし、先行研究の成果を評価する。日本における実証的方法による先行研究は必ずしも多くないが、英米法圏には少なからず存在する。英米法圏におけるそれら先行研究を批判的にレビューしつつ日本における研究の方向性を構築して行く。その上で、意見陳述制度や被害者参加制度による被害者の刑事裁判への参加が量刑判断に影響を及ぼすとしたらそれほどのようなメカニズムによるかについての学際的研究と理論を構築する。そこでは、公正の心理学、帰属研究、感情研究、進化心理学等の多様な社会科学が参照される。以上を受ける形で、オリジナルな実証研究が実施される。すなわち、実験室実験の手法による心理学実験、および自動車事故事件の記録調査で蒐集されたデータの統計分析が行われる。これらの研究の成果について慎重な解釈が施され、法政策的提言にまで結びつけている。

I. 本研究の第 1 部では、被害者による刑事司法への参加をめぐる状況と量刑への影響について、課題設定と英米法圏における実証研究の検討が行われる。

第 1 章では課題設定が行われる。意見陳述制度と被害者参加制度とが量刑判断に及ぼす影響について、事実に関する問題と規範的な問題とを峻別し、具体的な課題を設定する。それらは、(A) 意見陳述制度と (B) 被害者参加制度のそれぞれについて、①英米法圏における実証研究

との関連についての課題，②量刑相場との関連についての課題，③制度導入以前の実務状況との関連についての課題，④既存の実証研究との関連についての課題，⑤制度が量刑判断に及ぼす影響についての規範的な意義に関連する課題，である。

以上の詳細な課題設定を受けて，まず日本における実証による先行研究が吟味される（仲真紀子，松尾加代ら，白岩祐子ら，吉村真性ら，および司法研修所の研究，読売新聞社の調査，など）。その結果，設定課題に答えるには先行研究はその量と質の点で不十分であることを明らかにしている。

次いで，第2章では合衆国の制度と研究の批判的分析がなされる。意見陳述制度と対応する VIS (Victim Impact Statement)の概要が説明されたのち，VIS が量刑に及ぼす影響に関する研究が吟味される。まず，非死刑事件における種々の実証研究の批判的分析の結果，意見陳述制度等が量刑判断に及ぼす影響が否定されたと評価することが妥当であるか疑問があり，さらに，日米の利用形態等の相違から日本の文脈に当てはめて援用することができないと論じる。次いで，死刑事件における種々の実証研究を批判的に分析した結果，VIS が死刑判断に及ぼす影響が示されたと評価することができないとする。

次いで，第3章ではオーストラリアおよびイギリスにおける制度と研究が批判的に分析される。南オーストラリア州の VIS に関する実証研究，イングランドおよびウェールズとスコットランドの Victim Statement (VS)のパイロット事業に関する評価研究がサーヴェイされる。すなわち，量刑判断に対して大きな影響を及ぼしていることは実証されていないが，逆に影響がないとは言えず，一定の影響を与えている可能性が示唆されている。たとえば，被告人を拘禁刑とするか否かの判断への影響などである。

第4章では，模擬裁判研究の手法によって，被害者参加が及ぼす影響を検証しようとする研究が検討される。模擬裁判研究とは，条件を操作してヴァージョンを複数設定した裁判に関するシナリオを提示した上で，実験参加者に仮想的に判断者の役を演じてもらい，異なるヴァージョン間で実験参加者の反応にシステムティックな相違が生じるかを検証するリサーチ・デザインであり，因果関係の有無とその方向性まで厳密に確定することが可能な研究手法である。その結果，Victim Impact Evidence (VIE)や VIS が量刑判断に影響を与えている可能性は存在するものの，それを示す研究成果は多くないことが示されている。

第1部のまとめとして，意見陳述制度や被害者参加制度が量刑判断に及ぼす影響を否定する議論の根拠として英米法圏の実証研究が援用されることがあるが，制度の違いも考慮すると，適当な方法とは言えないとする。他方，陪審員が VIE によって影響を受ける可能性が示されていることが注目に値するとする。但し，それらは死刑事件を対象とするものであることには注意が必要であるとする（第5章）。

II. 第2部「理論的検討」においては，次に，種々の隣接諸社会科学を援用することで，被害者参加制度が量刑判断に影響を与えるとした場合のメカニズムが理論的に考察され，著者本人によるオリジナルな実証研究のための理論モデルと仮説群が構築される。

第6章では，心理学の視点から検討される。公正の心理学，帰属研究（責任帰属），感情研究，身元の分かる被害者効果の視点〔統計的に処理された形の「死」よりも，具体的な人物の「死」の方が強い情緒的反応を惹起する効果〕，および進化心理学の視点から理論的に検討される。これらの理論は一般人の心理についての理論である。

第7章では，法律専門家である裁判官による量刑判断を念頭に置いて，その判断がどのようになされているのかについて検討する。量刑判断は，究極的には罰金額や懲役の長さという数値換算に帰着することになるので，その点を念頭に置いて考察が進められる。まず，認知心理学が明らかにしてきている種々のバイアスと裁判官の量刑判断について，量刑相場や量刑ガイドラインとの関連で検討する。以上の第6章と第7章の理論的検討から，第8章では被害者参加が量刑判断に影響を与える可能性のある5つのプロセスが導かれる。すなわち，第1に，犯罪に関する評価を媒介とするプロセスである。第2は，被告人についての評価を媒介とするプロセスである。第3は，被害者に対する評価を媒介とするプロセスである。第4は，感情を媒介とした影響のプロセスである。第5は，被告人の再犯可能性に関する評価を媒介とするプロセスである。以上から被害者参加と量刑判断との関係の影響パスによる理論モデルが図示される。そして，これらの

プロセスのどれが大きなパスとなっているかを特定できれば、その法的ないし非法的属性を評価することを通じて、規範的評価を導く可能性が生まれる。

Ⅲ. 以上の先行研究と理論的研究を踏まえて、第3部「被害者参加による影響のメカニズム」において、筆者自身のオリジナルな理論構築と実証研究が展開される。

第9章では、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑判断に及ぼす影響に3つを区別する。すなわち、①直接型の影響、つまり、制度の導入自体や制度を利用することで量刑判断者に付加される情報の個別事件における影響と、②交互作用型の影響、つまり、制度の導入自体や制度を利用することで同じ情報でも影響の仕方が異なってくることによる個別事件における影響、そして③間接型の影響、つまり、直接型および交互作用型の影響という個別事件での影響をマクロレベルで捉えた影響、の3つである。被害者関連情報にも、A. 犯罪によって蒙った影響、B. 被害者の人となり、およびC. 犯罪や被告人に対する被害者の意見、である。

この第9章の整理を受ける形で、第10章では、東京大学の学生271名を実験参加者とし、架空の刑事裁判の映像を準備して著者が実施した実験室実験の結果が報告される。被害者情報の要因について、情報統制条件、検察提示条件、遺族提示条件の3水準と、遺族質問の要因について、検察官による質問条件と遺族自身による質問という2水準の、合計6条件で実施された。その結果は、被害者情報が提示されることで量刑が重くなるという第1仮説は支持され、被害者情報を検察官が提示するより遺族自身が提示した方が量刑が重くなるという第2仮説は支持されず、検察官ではなく遺族自身が質問をすることで量刑が重くなるという第3仮説も支持されなかった。

第11章では、死亡した犯罪被害者の遺族の感情の影響を実験室実験で検証している。静岡大学の学生87名を実験参加者とし、ランダムに2条件を割り当てて、借金の返済要求の際の口論による撲殺事例の映像を作出して実施している。ここでの仮説は、遺族が冷静な条件よりも、怒りをあらわにする条件の方が量刑が重くなるというものである。実験結果は、遺族の表出する感情が量刑判断に及ぼす影響は見出されなかった。

第12章では、東京地方裁判所で2007年に有罪確定した刑事事件104件の訴訟記録のデータを蒐集して統計的分析を行っている。対象は、裁判員制度の対象となっている業務上過失致死ないし自動車運転過失致死事件である。膨大な時間と労力をかけて精密なコード化を施した上で分析がなされている。そこでは、意見陳述制度固有の影響がありうる可能性も示されているが、それが制度利用による影響であると確定するには、データ数等の制約のために至っていない。

最後の第13章で、実証的研究の知見がまとめられている。まず直接型の影響の有無について、訴訟記録データで検証を試みたが、制度利用についても制度導入についても実証されないという結論である。交互作用型の影響の有無については、2つの心理実験で検証を試みたが、意見陳述制度についても被害者参加制度についてもそれが検証されないという結論である。間接型の影響については司法統計年報の刑事事件編からデータ抽出して分析したが、意見陳述制度や被害者参加制度の間接型の影響は検証されなかった。第2部で構築したモデルについては、上記のように意見陳述制度や被害者参加制度が及ぼす量刑判断への影響が明確に検出されなかったために、若干弱い結論となっているが、少なくとも被害者要素が被害の大きさや、被害者に関する評価、被害者側への同情を媒介して量刑判断に影響を与えている可能性が高いことが心理学実験から示唆されている。第13章の終わりには、冒頭に設定された諸課題についての回答が整理される。

(A)の意見陳述制度についての課題群と(B)の被害者参加制度についての課題群が統合して回答される。まず、①英米法圏における実証研究との関連についての課題については、英米法圏の研究に依拠して、日本の意見陳述制度や被害者参加制度が量刑判断に影響を及ぼすことはないとは評価することは適当でなく、また、日本の文脈で採用するには留保が必要であり、日本独自の実証研究が必要であるとする。②量刑相場との関連についての課題については、記録調査によって意見陳述の利用の有無と量刑判断との関連が示されたが、それが意見陳述制度や被害者参加制度に固有の影響かについては慎重に留保する。③制度導入以前の実務状況との関連についての課題については、記録研究から意見陳述の利用の有無と量刑判断との関連が示唆されうるが、意見陳述制度や被害者参加制度の影響を実証的に抽出することに十分に成功しているとは言い難いと慎重に留保する。④既存の実証研究との関連についての課題についての筆者自身の心理実験や記録調査の分析によれば意見陳述制度の一定の影響が見られたが明確な解釈は出来ないと慎重に留保する。⑤制度が量刑判断に及ぼす影響についての規範的な意義に関連する課題については、意

見陳述制度や被害者参加制度の制度自体の影響は十分に示されなかったとする。なお、心理実験や記録調査によれば、被害者の処罰意思などが量刑判断に影響を与える場面はあり得るとする。

最後に、今後の課題を5点ほど提示して本研究は終わる。

以上が本論文の要旨である。以下で、本論文の評価を行う。まず本論文のメリットであるが、第1の点として、刑事司法制度について日本において実施された数少ない本格的学際的研究であることが挙げられる。公正の心理学、帰属理論、感情の心理学、身元の分かる被害者効果の心理学、進化心理学等の理論と知見を総合して理論モデルを構築した上で、社会科学の方法論に依拠して実験室実験を慎重に設計して厳格に実施し、蒐集したデータを厳密な統計学的分析で検討している。また、刑事裁判記録からデータを細かく抽出し、慎重な統計学的分析を行っている。この研究に匹敵するだけのデータ蒐集と厳密な社会科学的分析を行った研究は日本では稀であると言える。その点で、本研究はその方法論、データ蒐集、データ分析のいずれにおいても画期的なものであると評価することができる。

第2に、諸外国の制度を詳細に紹介し、そこでの実証的な諸研究を網羅的に渉猟し、日本の制度および日本の先行研究と慎重に比較検討している点がメリットとして挙げられる。ここでは、諸外国の研究の手法と分析が批判的に精査され、きれいに整理されており、日本の制度と研究を反省する枠組みを提供している。従前の日本のこの分野の研究が制度の紹介に注力するものが中心であったところ、本研究はそれを超えて、各国の制度の当該社会での機能の実態(law in action)を明らかにしていることも貴重な貢献である。その点で、犯罪被害者参加の分野のみならず、今後の社会科学的な比較法研究や比較法社会学の研究において常に参照されるべき研究モデルとなっていると評価することができる。

第3に、法社会学研究においては法制度の運用についての社会科学的分析が重要であり、いわばエヴィデンス・ベース(evidence-based)の研究が必須であるところ、本研究は、緻密なリサーチ・デザインの設計とその慎重な実施によるデータ蒐集、およびその精緻な方法論による分析を実践している点がメリットとして挙げられるべきである。社会科学的探究は労多くして功少ない場合も少なくないことに鑑みると、それを誠実真摯に実行したこの研究の価値は高く評価される。さらに、それら分析結果の解釈における慎重さもメリットと位置付けられなければならない。他の解釈可能性等について慎重に目配りをしており、この点は、法政策提言を行う際にも実践されており、好感の持てる論文となっている。

さらに、文章が平明で読みやすい点もメリットと言えるであろう。

もちろん、本研究にも問題が全くないわけではない。第1に、分析結果の解釈が慎重すぎる面も無きにしも非ずで、多くの留保と他の可能性が付記されたために、法政策的結論を急ぐ者の目にはアピールが減殺されていると見える危険がある。とりわけ、被害者参加制度等に旗幟鮮明なコミットメントをしている者の目には、晦渋な結果と映る虞れがある。もちろんこれはデメリットというよりも、本論文の社会科学的な慎重さの表れであると評価するべきではあろう。

第2に、本研究では、心理学実験や裁判記録データの分析から、被害者参加制度の量刑判断に及ぼす影響について、なかなか明確な結論が得られないことが慎重に述べられるが、そのために研究成果を十分に挙げることができなかつたかのような印象を与える虞れがある点もデメリットに挙げられるであろう。とはいえ、本研究は影響があるという研究仮説を統計的に検定するためのデータ蒐集と分析を行った研究であり、統計的有意性が仮説どおりには得られない場合が見られたこと自体研究の成果であると考えべきであり、表現にネガティブな印象を与えかねない点があるにせよ、研究成果として不十分なものでは決してない。

これらの短所は、いずれも本論文の学術的な価値を大きく損なうものではない。犯罪被害者の意見陳述制度、被害者参加制度という刑事司法に対する被害者の関与の制度について、内外の先行研究も渉猟した上で課題設定を行い、学際的な視点から理論モデルを構築し、時間と労力と費用の膨大にかかる経験的な研究をオリジナルに考案して着実に実施し、慎重な分析と解釈を提示する本論文は、最も優れた法社会学研究のひとつと位置づけられる。以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、

学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。